

平成 2 0 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 6 年 8 月 2 日付け高都第 6 3 3 6 号により諮問のあった事案について、
次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「高松漁港の区域内の高松市所有地の地番，面積，位置の分かる地図その他の資料，およびその中の他人に使用をさせている土地に係る契約書，許可証等（ただし，市の所有地のうち，道路および下水道に関する部分ならびに市が管理する土地の貸付に関する電力柱，電話柱，郵便ポスト，自動販売機および業務用冷蔵庫を除く。）」（以下「対象行政文書」という。）について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および一部公開とした処分のうち，「普通財産を売払いした相手方の個人の住所・氏名」および「普通財産の売払い価格」については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては，棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成 1 6 年 6 月 1 7 日に，高松市情報公開条例（平成 1 2 年高松市条例第 3 9 号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり，受け付けた。実施機関は，同月 2 4 日に公開及び一部公開の決定をし，請求

人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて同年7月21日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

都市計画街路事業高松海岸線の施行に伴う残地・代替地で、都市計画課が普通財産として所管している土地の売却・貸付に関すること

- (2) 個人の住所・氏名・印影・売払い価格について

対象行政文書中、公有財産台帳および土地使用貸借契約書に記載されている個人の住所・氏名・印影・売払い価格については、特定の個人を識別することができ、売払い価格については公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

- (3) 団体代表者の印影について

対象行政文書中、土地使用貸借契約書に記載されている印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正

利用につながるおそれも無いとは言えないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、「公有財産台帳」および「土地使用貸借契約書」であり、「公有財産定期報告決裁参考資料（位置図，更正図）」については既に公開している。

実施機関の説明によると、対象行政文書のうち、「普通財産を売払いした相手方の個人の住所・氏名・印影・普通財産を売払いした価格」については、公開することにより個人の権利利益を害するとして、「団体代表者の印影」については、公開することにより団体の正当な利益を害するとして非公開としたとのことであった。

（１） 「普通財産を売払いした相手方の個人の住所・氏名・印影」について

個人の印影については、公開すべき合理的理由および必要性がなく、これを公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

しかしながら、普通財産(不動産)を売払いした相手方の個人の住所・氏名については、一般に不動産登記簿において公示されているものであり、非公開情報に該当しないというべきである。

（２） 「普通財産を売払いした価格」について

判例（平成17年10月11日最高裁判決）によると、地方公共団体等による土地の買収価格について、該当地の価格を算定する際には、公示価格または近傍類地の取引価格等を考慮する必要があるため、いずれも売買の当事者間の自由な交渉結果が価格に反映されることは比較的少ないと言いうべきである。

また、当該価格に影響する諸要因としての周辺環境等は、一般に周知

されている情報か、容易に調査することができる情報であるから、当該価格は該当地の客観的性状から推認しうる一定の範囲内の価格であって、一般人であればおよその見当をつけることができるといえる。

よって、地方公共団体等による土地の買収価格については公にすべき情報と言うべきである。

本件は土地の売払いに係る事案であるが、売払いについても、物件ごとに不動産鑑定士が鑑定評価書を作成し、適正な価格を基に契約しているのであるから、公有財産処分の透明性の観点から、上述の買収に係る事案同様の取扱いとすべきである。

(3) 団体代表者の印影について

当審査会は、これまで法人の印影については、「公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり、現在もその判断を変更しておらず、新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 6 年 8 月 2 日	諮問書受付
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 5 月 2 1 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 7 月 3 0 日	答申案審査
平成 2 0 年 8 月 8 日	答申